

給食業務委託公募型プロポーザルの実施について（公告）

「給食業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき、業者の選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 19 日

北村山公立病院組合管理者
東根市長 鈴木 敬一

1 公募型プロポーザルを実施する業務の概要

- (1) 業務名 給食業務委託
- (2) 業務内容 入院患者に対し給食を提供する業務は、治療行為の重要な一環であることを認識し病院の指示のもと、入院患者の病状に応じた適切な食事を給与し、その治療または病状回復の促進を図る。「給食業務委託仕様書」及び「給食業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」を参照すること。
- (3) 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約 本契約は賃金等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項を適用する契約である。

2 公告

公告は北村山公立病院ホームページに掲載するものとする。

3 参加資格

本業務に関するプロポーザルに参加できる者は、下記に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7・8 年度の北村山公立病院競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
登録が無い場合、遅くとも参加に係る必要書類の提出期限までに登録されていること。
（所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を北村山公立病院経営管理課業務係へ提出すること。）
- (2) 公告日以降、北村山公立病院組合より指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11

年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

- (5) 租税等に滞納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (8) 公告日から過去 5 年間に於いて、許可病床数 200 床以上の病院で、給食業務を 3 年以上継続して履行した受託実績を有する(若しくは有する予定の) 者であることを証明できること。
- (9) 委託者から連絡を受けてから、概ね 2 時間以内に担当者が委託業務実施場所に到着できること。
- (10) 公益社団法人日本メディカル給食協会等の会員であり、委託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
- (11) 一般財団法人医療関連サービス振興会による患者給食業務に係るサービスマーク認定業者であること。

4 手続等

(1) 担当

〒999-3792 山形県東根市温泉町二丁目 15 番 1 号
北村山公立病院 経営管理課業務係
電話 0 2 3 7 - 4 2 - 2 1 1 1 内線 2 1 0 1
電子メール gyoumu@hosp-kitamurayama.jp

(2) 実施要領等の公表

①期間

令和 8 年 10 月 19 日(月) から

②方法

北村山公立病院ホームページからのダウンロードとする。

<https://www.hosp-kitamurayama.jp/>

(3) 実施要領等に関する質問受付

①期間

令和 8 年 10 月 19 日(月) から令和 8 年 10 月 23 日(金) まで

②方法

電子メールによる提出とする。

gyoumu@hosp-kitamurayama.jp

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限

令和 8 年 10 月 26 日(月)

②提出場所

(1)に同じ

③提出方法

持参または郵送による。

(5) 企画提案書・見積書等の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限

令和8年12月3日（木）

②提出場所

(1)に同じ

③提出方法

持参または郵送による。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 公募型プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加表明者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 関連情報を入手するための問合せ窓口 上記 4 (1) に同じ。

(5) 本業務の受託者又はその再委託先等については、本業務の後に当院が別途発注する業務の受託に係る制限は設けないものとする。

(6) 詳細は、「給食業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。